

衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 13 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 52 号）

・ 武田国務大臣に対し質疑を行いました。

（質疑者）今井雅人君（立国社）、階猛君（立国社）、黒岩宇洋君（立国社）、後藤祐一君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

今井雅人君（立国社）

- (1) 本法律案による検察庁法の改正
 - ア SNS 上で抗議の動きが広がっている原因
 - イ 国民の理解を得るべく丁寧な説明を行う必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大への対策が国民の大きな関心事となる中、抗議運動が広がっている本法律案を早期に成立させることの必要性
- (3) 現段階において、検察官の勤務延長に係る法改正を行うことの緊要性
- (4) 本法律案のうち検察庁法の改正部分に係る検討における武田国務大臣の関与の有無
- (5) 本法律案のうち検察庁法の改正部分の詳細や経緯に関し、武田国務大臣が法務大臣に代わって答弁することの確認
- (6) 黒川検事長の勤務延長と本法律案との関係性
- (7) 法改正の前に法解釈の変更を行ったことの妥当性
- (8) 検事総長に退任するよう圧力をかけないことの確認

階猛君（立国社）

- (1) 検察官の職務の特殊性
 - ア 検察庁法第32条の2が規定する検察官の職務と責任の特殊性の意味
 - イ 検察官は独任制の官庁であることの意味
 - ウ 検察官を独任制の官庁とすることによる組織の統一性が確保されないといった弊害の防止策
- (2) 検察官の勤務延長
 - ア 検察官も一般職の国家公務員であり、国家公務員法の勤務延長規定が適用される旨の予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は問題であるとの指摘に対する武田国務大臣の見解
 - イ 検察庁法の一部改正案第22条第2項及び第3項に基づく国家公務員法の読替規定の難解さに対する武田国務大臣の見解
 - ウ 検察庁法第32条の2は本法律案で改正されないことの確認
 - エ 検察庁法の一部改正案第22条は、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて国家公務員法の特例を定めたものであると規定する検察庁法第32条の2と矛盾するとの指摘に対する武田国務大臣の見解
 - オ 裁判官には勤務延長や役職定年制が認められていないことから、検察官にもこれらを認めるべきではないとの指摘に対する武田国務大臣の見解
 - カ 裁判官に勤務延長や役職定年制を認める必要性
 - キ 令和元年10月に検察官については国家公務員法上の役職定年の特例と同様の規定を設ける必要がないと結論付けたとおりに本法律案を修正する必要性
 - ク 令和元年10月以前にも十分な時間があつたにもかかわらず、それ以降になって、検察官の勤務延長規定を検討した理由
 - ケ 令和元年10月に検察官について公務の運営に著しい支障が生じないと判断し、勤務延長を規定しないと結論付けたにもかかわらず、本法律案で勤務延長を規定した理由

- コ 国家公務員法の勤務延長や役職定年の特例を検察官に適用させるに当たって勘案する職務の遂行上の特別の事情の根拠条文及びその具体的内容
- サ 令和元年10月に検察官について公務の運営に著しい支障が生じないと判断し、勤務延長を規定する必要がないと結論付けていたことから、当該規定を本法律案から削除する必要性
- シ 現行法では検察官の勤務延長の再延長には人事院の承認が必要であることの確認
- ス 検察官の勤務延長の再延長に人事院の承認が必要であることは、検察庁法第23条と矛盾するとの指摘に対する武田国務大臣の見解

黒岩宇洋君（立国社）

- (1) 本法律案の審議の在り方
 - ア 新型コロナウイルス感染症が広がる中で本法律案を審議することの是非
 - イ 本法律案を1日で質疑・採決しようとしたことは拙速だったのではないかとの意見に対する武田国務大臣の見解
- (2) 黒川検事長の勤務延長について閣議請議する前に法務省内で検察官の勤務延長に関する解釈変更が行われたことを示す電子ファイル
 - ア ファイルのプロパティの提示要求
 - イ プロパティで日付を特定できないことがあるかの確認
 - ウ プロパティを提示することによるセキュリティ上の影響
- (3) 本法律案のいわゆる束ね法案としての問題点
 - ア 束ねられている法律案の数
 - イ 束ねられている法律案の一つ一つについて賛否を示すことの可否
 - ウ 束ねを解く意向の有無
 - エ 国家公務員法や検察庁法の改正に対し、国民が同じ賛否であると考えて束ね法案を提出したのかについての武田国務大臣の見解
 - オ 検察官の勤務延長に対する国民からの反発を踏まえずに束ね法案として提出したとの意見に対する武田国務大臣の見解
 - カ 本法律案により黒川検事長は何歳まで勤務延長が可能となるかの確認
 - キ 束ねを解く方法
 - ク 本法律案を撤回し束ねを解いて審議すべきとの意見に対する武田国務大臣の見解

後藤祐一君（立国社）

検察官の役職定年の特例に関する規定

- ア 昨年10月の段階における事実確認
 - a 役職定年の特例を設けなくても公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題は生じないと判断していたことの確認
 - b 役職定年の特例を設けなくても公務の運営に著しい支障が生じるような事例が見当たらなかったことの確認
- イ 本法律案の条文上、現在は、役職定年の特例を設けないと公務の運営に著しい支障が生じ得ると判断していることの確認
- ウ 昨年10月以降において、役職定年の特例を設けないと公務の運営に著しい支障が生じ得るとする具体的な立法事実の有無
- エ 黒川検事長の勤務延長のケースがその事例に当たることの確認
- オ 本法律案が黒川検事長のケースを後づけで認めるためのものであるとの意見に対する武田国務大臣の見解

- カ 黒川検事長のケース以外で、昨年10月以降、役職定年の特例が適用されるような具体的な人事の有無
- キ 黒川検事長のようなケースが今後数多く発生する可能性
- ク 黒川検事長のケースにより検察は現政権に手心を加えていると世間が受け止めていることが問題であるとの意見に対する武田国務大臣の見解
- ケ 役職定年の特例を適用する際の要件の具体的内容